

障がい児通所支援 管理者 様

志木市福祉部共生社会推進課長

障がい児通所支援等に係る令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴う対応について（通知）

障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心に、医療的ケアを含め、障がい児の状態を判定し、その判定結果に応じた基本報酬や加算の算定を可能にする改定が行われました。

このことにつきまして、厚生労働省発出の関連通知等に基づき、本市では以下のとおり取扱いますので、各障がい児通所支援事業所におかれましては、ご対応をお願いいたします。

併せて、利用者負担額に影響がある保護者へは、必ず利用者負担額を徴収する各事業所が、説明をしていただくようお願いいたします。

また、申請に必要な様式は、市のホームページにも掲載いたしますので、必要に応じご活用ください。

記

○医療的ケア区分及び医療的ケアに関する加算の導入に関する取扱いについて（別添1及び令和3年3月23日付厚生労働省通知の別紙3参照）

通所事業所の基本報酬や加算の算定状況により、「医療的ケア児（者）の新判定スコア」の提出が必要になる場合があります。各通所事業所は対象となる児童が在籍する場合には、保護者に対して当該基本報酬区分の内容の説明を行い、理解を得た上で新判定スコアの取得（医師への作成依頼）及び市役所への申請を依頼してください。その後、保護者から市へ申請があり次第、新判定スコアの点数に応じて、受給者証に医療的ケア区分を印字いたします。

なお、当面の間、旧判定スコアの点数から新判定スコアの点数に置き換えが可能ですが、下記※印の事情により早急に新判定スコアによる区分を要する場合は、貴事業所より保護者へ、別添1及び令和3年3月23日付国通知付けの別紙3を参照にご案内いただきますようお願いいたします。

※新判定スコアを短期間で準備することが難しい場合は、令和4年6月までの経過的な取扱いとして、旧判定スコアの点数から新判定スコアの点数に置換えることも可能です。ただし、旧判定スコアには「見守りスコア」がない分、新判定スコアによる点数より低い点数になります。保護者と相談し、ご対応をお願いいたします。旧判定スコアによる場合は、受給者証更新に合わせて市から、新判定スコアの取得（医師への作成依頼）を保護者に依頼します。

○個別サポート加算（Ⅰ）の新設に関する取扱いについて（別添２参照）

（１）児童発達支援

児童発達支援の対象児童は、従来どおり給付決定時に実施していた「５領域１１項目」の調査項目によるスコアを行い、加算の有無を決定することとします。

なお、本市では、現時点における暫定的な措置として、全ての未就学児は個別サポート加算（Ⅰ）の「該当」として取扱い、令和３年５月以降順次、新規及び更新の時期に合わせて新判定基準にて個別サポート加算（Ⅰ）の決定をします。

（２）放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの対象児童は、従来実施してきた「５領域１１項目」の調査項目と併せて、「指標該当の調査」により、加算の有無を決定します。

なお、本市では、現時点における暫定的な措置として、指標該当「有り」の児童全員に「個別サポート加算（Ⅰ）」を一律で決定し、令和３年５月以降順次、新規及び更新の時期に合わせて新判定基準にて個別サポート加算（Ⅰ）の決定をします。

※個別サポート加算（Ⅰ）の決定に疑義が生じる児童については、受給者証の更新時期の有無に関わらず随時再判定いたしますので、保護者へご説明いただき市へ申請していただくよう依頼してください。

※本市では本改訂に伴い、一括で修正した受給者証の発行はいたしません。令和３年５月以降のサービス申請分より随時、申請・更新に合わせて個別サポート加算（Ⅰ）の判定を行い受給者証の発行をいたします。市ホームページにて周知いたしますが、保護者からお問合せがありましたら、ご説明いただくようお願いいたします。

担 当：障がい者福祉グループ

電 話：０４８－４７３－１１１１

内 線：２４１１

FAX：０４８－４７１－７０９２

メール：fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp

担当者：黒 澤

◆「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定に係る本市の取扱いについて

★各事業所内で、令和3年3月23日付国通知付けの別紙3を参照に、該当する児童の有無をご検討ください。（いる場合は、以下参照）

- ① 対象児童の旧判定スコアを所持していない場合（新規での申請を予定している者を含む）

【手続きの流れ】

- (i) 事業所は、医療的ケア児の保護者に対して当該基本報酬区分の内容の説明を行い、理解を得た上で新判定スコアの取得（医師への作成依頼）及び市役所への申請を依頼してください。
- (ii) 市は、保護者からの申請を受け、提出された新判定スコアをもとに支給決定を行い、医療的ケア児の基本報酬区分の分類を印字した受給者証を発行します。
- (iii) 適用開始日については、申請があった月からの適用とします。

- ② 対象児童の旧判定スコアを所持している場合（現在サービス利用中の児童のみ対象）

【手続きの流れ】

- (i) 事業所は、保護者に対して当該基本報酬区分の内容や、旧判定スコアによる判定結果を市に提供することについて説明し、理解を得てください。
- (ii) 保護者又は事業者は、旧判定スコアの判定結果をもとに市に申請を行う。市は、提出された旧判定スコアをもとに支給決定を行い、「医療的ケア児」の基本報酬区分の分類を印字した受給者証を発行します。なお、事業者が申請する場合には、保護者より申請に係る同意を得ることを前提としてください。
- (iii) 適用開始日については、申請のあった月からの適用とします。

※医師による新判定スコアの作成に係る費用については、保護者の費用負担となるため、保護者にはその旨の説明を行い同意を得てから、新判定スコアを市へ提出依頼してください。

※「医療的ケア児」の基本報酬区分の設定にあたり、旧判定スコアによる申請の受付期限としては、令和3年6月末を終了期限として想定しています。

※ 旧判定スコアにより「医療的ケア児」の基本報酬区分の給付決定を行った場合、その効力の期限は令和4年6月末までとなります。令和4年7月以降については、新判定スコアにより基本報酬の給付決定申請を行う必要があります。

別添 2

◆個別サポート加算（I）対象児童

サービス	対象要件	
児童発達支援	3歳未満の場合	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上
医療型 児童発達支援	3歳以上の場合	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上 ② 食事、排泄、入浴及び移動以外の項目（行動障害および精神症状の各項目）で、ほぼ毎日（週5日以上）ある又は週に1回以上ある項目が1以上
放課後等デイサービス	以下の①又は②に該当すること ① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ② 指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの	

※重症心身障がい児の場合

重心型事業所を利用した場合は、当該加算の対象にはなりません。例外として、重症心身障がい児が非重心型事業所を利用し、重症心身障がい児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算（I）も算定可能となります。